

津市政策会議設置要綱

平成 26 年 3 月 24 日訓第 3 号

改正 平成 30 年 5 月 30 日訓第 36 号

令和 2 年 3 月 25 日訓第 8 号

令和 6 年 3 月 29 日訓第 54 号

(設置)

第 1 条 本市の市政運営に係る課題等に関し、政策・施策を実現する手段等を早期に決定するため、総合調整を行うことにより、課題への迅速な対応及び市民の要望の早期実現並びに各部局の連携強化を図るため、津市政策会議（以下「政策会議」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 政策会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市長、副市長及び政策財務部長
- (2) 津市事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 6 号。以下「規則」という。）

第 4 条第 1 項第 1 号に規定する部長、同条第 6 項第 1 号に規定する担当理事、上下水道事業局長、上下水道管理局長、消防次長、教育委員会事務局教育総務部長及び教育委員会事務局学校教育部長（以下「部長等」という。）のうち、政策会議に付議された事項に関係する事務を掌理する者

- (3) 規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する部次長及び同条第 6 項第 2 号に規定する担当参事のうち、政策会議に付議された事項に関係する事務を掌理する者

- (4) 津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する総合支所長（以下「総合支所長」という。）のうち、政策会議に付議された事項に関係する事務を掌理する者

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に定める者以外の者を政策会議の会議に出席させることができる。

(会議)

第 3 条 市長は、政策会議の会務を総理する。

- 2 政策会議の会議は、必要に応じて市長が招集し、津市副市長事務分担規則（平成 18 年津市規則第 242 号）第 2 条第 1 号に規定する副市長が議長と

なる。

- 3 前項に規定する副市長に事故があるときは、他の副市長がその職務を代理する。

(付議事項)

第4条 政策会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の市政運営に係る課題等に関する事項
- (2) 部局間の横断的連携及び調整を必要とする事項
- (3) その他政策・施策を実現する手段等を早期に決定する必要がある事項

(付議手続)

第5条 政策財務部長は、政策会議に付議すべき事項があるとき、又は部長等若しくは総合支所長から政策会議付議依頼書（別記様式）の提出があったときは、速やかに政策会議に付議しなければならない。

- 2 政策会議に付議された事項に関係する事務を掌理する部長等又は総合支所長は、政策会議開催日の5日前までに、関係資料を政策財務部長に提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(決定事項等の処理)

第6条 政策会議の会議で決定し、又は協議された事項は、当該事項の主管の各部局で速やかに処理しなければならない。

- 2 部長等又は総合支所長は、必要に応じて決定事項等の処理状況を政策会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 政策会議の庶務は、政策財務部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月30日訓第36号）

この訓は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日訓第8号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第54号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

政策会議付議依頼書	
年 月 日	
(宛先) 政策財務部長	
(職 名) (氏 名)	
件 名	
概 要	
関係資料	
関係部課	